

## 議 事 録

議 長 ただいまから、令和8年3月定例農業委員会を開会させていただきます。  
まず、はじめに、携帯電話につきまして、会議中電源をお切りになるかマナーモードにさせていただくようお願いいたします。  
なお、この会議は農業委員会等に関する法律第32条に「総会は公開する」旨が規定されておりますので、傍聴の希望があれば原則入室の許可をするものいたします。

事務局 傍聴者はありません。  
なお本日の委員会は、農業委員定数14名中14名の委員が出席とのことで、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する定足数に達しておりますので、本日の議事は成立していることをご報告申し上げます。  
また、推進委員は4名の委員が出席されておりますので、併せてご報告申し上げます。

議 長 本日の審議案件は5件、報告案件は3件となっております。  
署名委員は、小澤委員と比嘉委員です。  
最後まで、よろしくお願い申し上げます。  
それでは議案第37号1番案件を議題とします。まず、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案第37号 農地法第3条の規定による許可申請書について

### 【1番案件 朗読及び説明】

議 長 続いて、地元委員からの説明を求めます。

地元委員 【場所説明】

2月19日に私と譲受人、譲渡人、農業委員会事務局職員で現地を見てまいりました。地図を見ていただきますと私の自宅の真下に当たります。昨年も2反ほど●●氏から●●氏に譲渡がありまして、引き続き道を隔てて今回の申請地がございます。

実は譲受人のお父さんの時代から譲渡人の●●氏から当該地を借り受けて野菜を作っておられたようで、現在も野菜を作付けされています。後継者問題については、前回も申し上げたとおり、娘さんと娘婿さんがいらっしゃって、問題はないだろうということです。

なお、野菜は奥河内くろまろの郷（あすかでくるで河内長野店）に出荷したり、地元で販売したりして、きっちり生産管理されているので問題ないと思われます。

議 長 皆さんからのご質問、ご意見を求めます。

（なしの声あり）

議 長 ご意見がないようでしたら、本案件については「許可」としてよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本案件については、「許可」することと決しました。それでは、次に議案第37号2番案件を議題とします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案第37号 農地法第3条の規定による許可申請書について

【2番案件 朗読及び説明】

議 長 続いて、地元委員からの説明を求めます。

地元委員 【場所説明】

2月24日に私、譲受人、譲渡人、農業委員会事務局職員で申請地の現場確認及び申請内容の聞き取りを行ってまいりました。譲渡人は2名おられて、そのうちの一人は●●●●●●●●の●●●●●●氏、もう一人は●●●●●●の●●●●●●氏の共有地でございます。5筆のうち3筆は直近まで利用集積の貸付けを行っていましたが、現在は合意解約済みです。地目は登記上すべて田でございますが、●●●●番●は現況原野でございます。

譲渡人は遠方にお住まいで、農業経験もほとんどないことから利用集積の合意解約後に譲渡しを希望したところ、この度縁があって譲受人の●●●氏に譲渡することになりました。

一方、譲受人の●●●氏は50年以上農業経験があり、現在は所有地を約30アール（3反）ほど耕作しており、水稻は2反、畑作は8アール、果樹は2アールほど栽培しております。当該地につきましても水稻と果樹の栽培を予定しているとのことです。

なお、耕作地が増えても●●●氏の弟さんが耕作を手伝ってくれるようですので、特段問題ないと思われます。

議 長 皆さんからのご質問、ご意見を求めます。

(なしの声あり)

議 長 ご意見がないようでしたら、本案件については「許可」としてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本案件については、「許可」することと決しました。それでは、次に議案第38号を議題とします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案第38号 農用地利用集積等促進計画の案の作成について

【朗読及び説明】

議 長 それでは、自然資本活用課から説明をお願いします。

自然資本活用課 本件につきましては、借り手である●●氏が経営規模を拡大するために利用権の設定を受けるものであり、貸し手と借り手の間に大阪府みどり公社を挟む3者契約となります。

借り手の●●氏は、以前から●●等において農地を約4反 所有し、●●でさらに約4反農地を借り入れて営農されています。

この度経営規模拡大のため当該農地を借り受けることとなり、本件諮問に至りました。

当該農地では水稻の栽培を予定しており、収穫物は個人的な伝手での販売を予定しております。

一方、貸し手の●●氏は遠方にお住まいのため当該農地の維持管理が困難であり、●●氏に有効活用していただきたいという意向を持っておられます。

以上、本件諮問の趣旨をご理解のうえ、ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 皆さんからのご質問、ご意見を求めます。

委 員 借り手の方は現在どれぐらい耕作されていますか。

自然資本活用課 所有地が約4反、借り入れが鳩原でさらに4反です。

議長 他にご意見はありませんか。

(なしの声あり)

議長 ご意見がないようでしたら、本案件については「承認」としてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本案件については、「承認」することと決しました。それでは、次に議案第39号を議題とします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案第39号 都市農地における耕作の事業に関する計画（事業計画）の認定について

【朗読及び説明】

議長 それでは、自然資本活用課から説明をお願いします。

自然資本活用課 当案件につきましては、都市農地、いわゆる生産緑地における貸し借りに係る案件で、借り手である●●氏が農業経営を開始するため、貸し手である●●氏との間で新規に貸借を行うものであります。●●氏については現在33歳であり、昨年12月に市が主催する農業研修講座を修了されました。

その後農地の借り受けを希望されたため、貸し手・借り手のマッチングを行い、本件諮問に至りました。

当該農地ではジャガイモ・ブロッコリー・カリフラワー・ハクサイなどの露地野菜を中心に栽培する予定です。

収穫物は市内直売所やインターネットでの販売のほか、お知り合いが経営する飲食店への納入や市内菓子店（●●●商店）での店頭販売を計画しておられます。

また、●●氏はフリーランスとして在宅でのお仕事をされており、時間の融通が利くので現在の仕事と農業との両立は十分に可能であるとのことでした。

将来的には経営規模を拡大し、体験農園など関連事業の展開も考えておられます。

貸し手の●●氏はこれまでご自身で当該農地を耕作していました。しかし足を悪くされたことで営農規模を縮小せざるを得なくなったため、当該農地を●●氏に活用していただきたいとの意向を持っておられます。

なお、●●氏と農地貸借契約は結びますが、農地と周辺の見回りや地域の話し合いの場への参加など、当該農地における関わりは引き続き行っていくとのことでございます。

以上、本件諮問の趣旨をご理解のうえ、ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 続いて、地元委員からの説明を求めます。

地元委員 【場所説明】

借り手の●●氏は新規就農者研修講座を受講して野菜を栽培し、できた野菜は出荷したいとの希望を持っておられます。フリーランスで耕作に要する時間も作りやすいとのことで、農機具も今のところ草刈機ぐらいしかありませんが、市の補助も頂戴しながら耕運機を購入したいとおっしゃっていました。

一方貸し手の●●氏は足が不自由で、私と同じ●●地区で2反ほど水稻を作付けされておりましたが、昨年度に引退されて耕作されなくなりました。後継者もなく農地が荒廃するのを心配されていましたが、ちょうど借り手が見つかって喜んでおられました。以上のことから何ら問題ないものと思われま

議 長 皆さんからのご質問、ご意見を求めます。

(なしの声あり)

議 長 ご意見がないようでしたら、本案件については「決定」としてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本案件については、「決定」することと決しました。それでは、次に議案第40号を議題とします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案第40号 非農地判断について

【朗読及び説明】

議 長 皆さんからのご質問、ご意見を求めます。

委 員 ここは非農地に変えないといけないということですか。

事務局 通常は、事業をする時には農地法第4条又は第5条の転用許可を受けて、農地から地目を宅地又は雑種地に変更します。しかし、公共事業に伴う廃土処理に関しては、農地法の許可がいないという特例規定があります。

高向・上原土地区画整理事業では、造成に土砂が必要であるとのことで、令和6年4月と8月に「公共事業の施行に伴う廃土処理に係る農地転用の申出について」農業委員会で意見をいただき、大阪府と協議が行われ、その承認を受け、土砂が受け入れられました。

このような場合は、土砂を農地に入れた段階で、当該農地は農地ではなくなっていると考えられます。

この経過から、企業は所有権の移転をしたいのですが、公共事業用の特殊な手続きで事業を進めている関係で、法務局に出す許可書が特にございませぬ。このため、農業委員会が非農地であると認める書類を企業から求められているというのが、今回の案件です。

委 員 黄色の部分は廃土を入れた場所ですか。

事務局 黄色と青色の部分が公共事業で出た土が搬入された場所です。大きい地図の緑色で囲った網掛けが入っていない土地は公共事業の土が入っていません。現状農地のままとなっています。ここは大阪府知事の許可を受けないと転用できない土地です。

議 長 他にご意見。ご質問はありませんか。

(なしの声あり)

議 長 ご意見がないようでしたら、本案件については「承認」としてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本案件については、「承認」することと決し

ました。以上、審議案件はすべて終了しました。引き続き、報告案件に入りたいと思います。本日、ご報告申し上げます案件は3件でございます。

ご質問、ご意見につきましては、すべての報告案件の説明終了後にたまわりたいと思います。

それでは、報告第22号について、事務局から案件の朗読と説明をお願いします。

事務局 報告第22号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書について

【朗読及び説明】

議長 続きまして、報告第23号について、事務局から案件の朗読と説明をお願いします。

事務局 報告第23号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

【1番案件から2番案件まで 朗読及び説明】

議長 それでは、報告案件について、皆様のご質問・ご意見を求めます。

(なしの声)

議長 ご意見がないようでしたら、以上をもちまして、本日の会議を終了させていただきます。

河内長野市農業委員会に関する規程第18条第3項の規定によりここに署名する。

議長	垣内俊夫	
署名委員	小澤勝	
署名委員	比嘉一美	

### 協議会

#### 協議事項

- 1 次回の4月定例農業委員会について  
開催日 令和8年4月8日(水)午後1時30分から  
場所 行政委員会室 (駐車場は、臨時A駐車場)
- 2 大阪農業時報の配布について
- 3 活動記録カードについて(3月分)
- 4 令和7年度農地パトロール実施結果について
- 5 農業委員会だより「あぐりんNo.146号」について
- 6 その他
  - ・令和7年度南河内地区農業委員会講習会の出欠確認について

令和8年3月定例農業委員会出欠状況

【農業委員14名・推進委員5名】

番号	氏名	委員・役職名	出欠状況	備考
1	峯芝 謙次	農業委員・副会長	出席	副議長
2	新谷 義明	推進委員	欠席	
3	増田 勝紀	農業委員・幹事・企画編集委員	出席	
4	東 昇	農業委員・幹事・企画編集委員	出席	
6	西浦 教之	農業委員・幹事・企画編集委員	出席	
7	中野 太一	推進委員	出席	
8	垣内 俊夫	農業委員・会長	出席	議長
9	北谷 清一	農業委員	出席	
10	川岸 晃	推進委員	出席	
11	大谷 弘行	農業委員	出席	
12	中辻 正敬	農業委員・幹事・企画編集委員	出席	
13	峰 宏司	推進委員	出席	
14	宗野 敏雄	農業委員・幹事・企画編集委員	出席	
15	松浦 孝次	農業委員	出席	
16	池西 一郎	推進委員	出席	
17	小澤 勝	農業委員・幹事・企画編集委員	出席	議事録署名人
18	小坂 充弘	農業委員	出席	
19	中野 毅	農業委員	出席	
20	比嘉 一美	農業委員	出席	議事録署名人